

第 2 章 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率

第1節 平成28年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成28年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

比率に該当のある市町村はなかった。

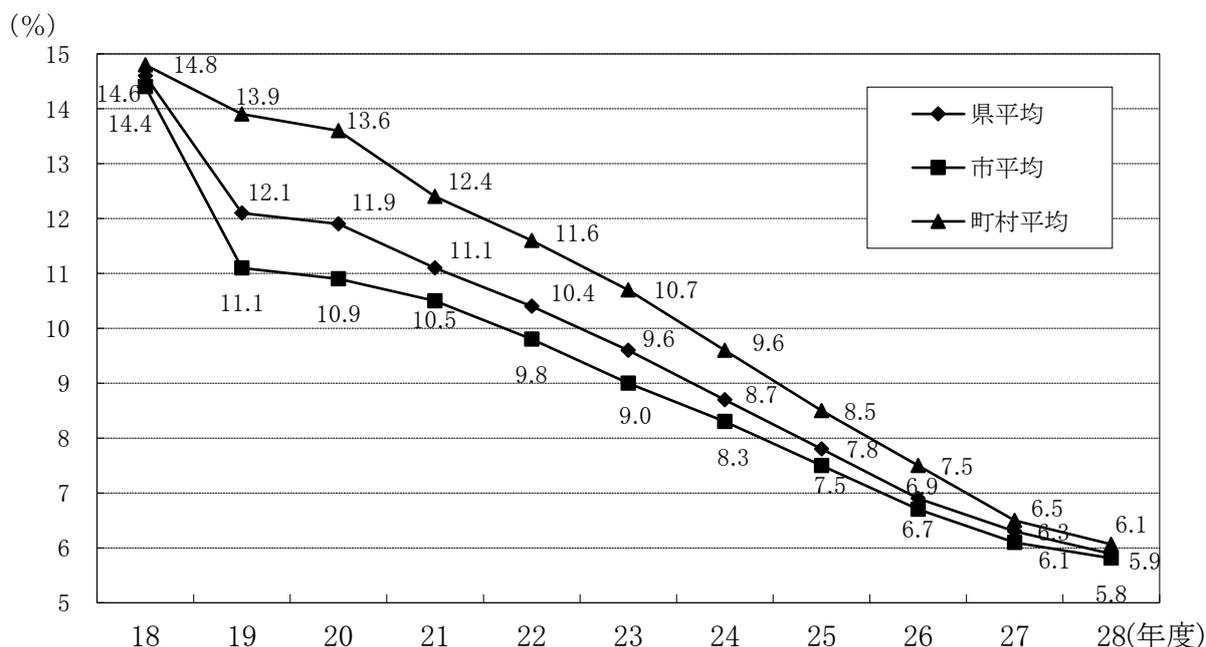
（3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%以上の市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（6.3%）より0.4ポイント低下し、5.9%と過去最少となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体は、前年度より1団体減少し、該当の市町村はなかった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

比率 年度	比率									団体数
	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	
18	1	6	7	14	10	7	4	7	0	56
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
25	28	12	7	3	2	0	2	0	0	54
26	33	13	5	0	1	0	2	0	0	54
27	36	10	5	1	0	1	1	0	0	54
28	41	7	3	1	1	1	0	0	0	54
増減	5	△3	△2	0	1	0	△1	0	0	-

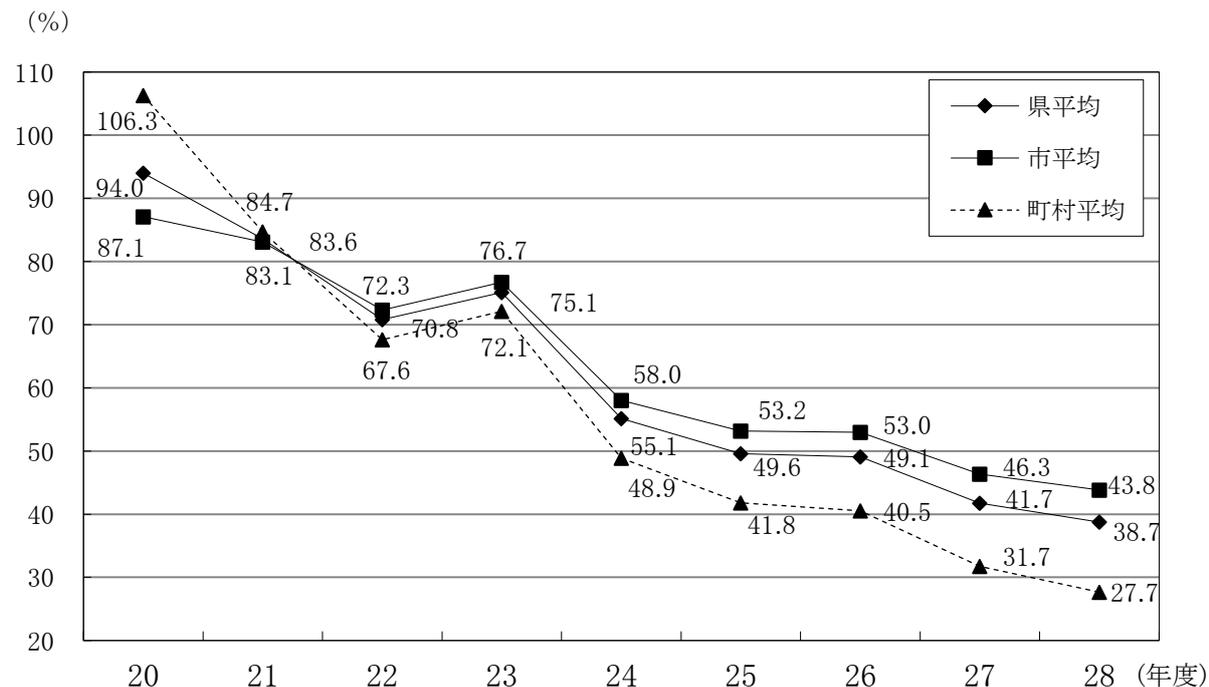
（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）以上の市町村はなかった。

54団体中全ての団体が200%未満の団体であり、50団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

将来負担比率（単純平均）は、前年度（41.7%）より3.0ポイント低下し、38.7%となり過去最少となった。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

比率 年度	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	団体数
	20	4	13	13	17	5	3	0	1	0
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
25	13	18	15	6	1	1	0	0	0	54
26	14	17	16	5	1	1	0	0	0	54
27	15	19	14	4	1	1	0	0	0	54
28	17	19	14	2	2	0	0	0	0	54
増減	2	0	0	△ 2	1	△ 1	0	0	0	-

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 28 年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成 27 年度の経済動向

平成27年度の我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、平成27年11月26日に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（以下「緊急対策」という。）を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は、緩やかに上昇している。

この結果、平成 27 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.2%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は交易条件の改善もあって 2.7%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は、0.4%程度の上昇と見込まれる。

b 平成 28 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、これまでのアベノミクスの成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

デフレ脱却・経済再生については、アベノミクス第二ステージにおいて、戦後最大の名目 GDP 600兆円を2020年（平成32年）頃に達成することを目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を推進していく。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

一億総活躍社会の実現に向け最優先で推進する必要がある「緊急対策」に取り組むことにより、民間の取組とあいまって、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目 GDP 600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却への歩みを確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えする。

加えて、「総合的な T P P 関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

また、未来投資による生産性革命とローカル・アベノミクスを推進するため、「『日本再興戦略』改訂2015」を着実に実施する。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に沿って、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、2018年度（平成30年度）の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）赤字の対G

D P比▲1%程度を目安として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進する。平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、「経済・財政再生アクション・プログラム」を十分踏まえた上で、歳出改革・歳入改革を着実に推進する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

c 平成28年度の経済見通し

平成28年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「b 平成28年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、経済の好循環の進展により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け更なる前進が見込まれる。

この結果、平成28年度の実質GDP成長率は1.7%程度、名目GDP成長率は3.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.2%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を始めとする新興国等の景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要がある。

(イ) 国の予算

政府は、平成27年11月27日に「平成28年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

a 基本的考え方

(a) 「経済・財政再生計画」の着実な推進

- ① 「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成に向けた今後5年間の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。
- ② 我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、2015年度（平成27年度）の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）赤字対GDP比半減目標も達成見込みである。この成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に更に前進させる。
- ③ 政府の経済財政運営の根幹である「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。）は、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取組である。すなわち、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものである。こうした中、緩やかな回復基調にある我が国の経済は、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがある。このため、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要である。政府としては、今後とも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、「基本方針2015」に沿って経済財政運営を進めていく。
- ④ 「基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安としている。

そのための取組として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を

3本柱とし、そのうち、「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。

歳出改革については、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において、主要歳出分野ごとの成果指標（KPI）設定や改革工程表の策定、誰もが活用できる形での情報開示（見える化）の徹底など、計画の具体化を進め、今後、改革工程表に沿って、着実に実行する。また、同委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

(b) 「一億総活躍社会」の実現とTPP（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応

① アベノミクスの第二ステージで掲げた新・三本の矢の第一の矢「希望を生み出す強い経済」は、これまでの三本の矢を束ねて一層強化したものであり、具体的な目標は戦後最大の名目GDP600兆円を2020年（平成32年）頃に達成することである。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

政府は、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、11月26日に緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところである。

この緊急対策に取り組むことにより、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えする。

② TPP協定についても、本年10月に大筋合意に達したことから、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

これらの取組は、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれを着実に、かつ整合的に進めていくことが必要である。

b 予算の編成についての考え方

(a) 「一億総活躍社会」の実現、TPPを踏まえた対応

強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

(b) 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

① 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。

② 具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やPDCAサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。

- ③ 歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成 28 年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。

こうした取組により、政策効果の見える化や P D C A サイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

- ④ 予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

平成 28 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 28 年 3 月 29 日に政府案どおりに成立した。

これによると、平成 28 年度の一般会計予算の規模は 96 兆 7,218 億円で、前年度当初予算と比べると 3,799 億円増加 (0.4%増) となっており、基礎的財政収支対象経費は 73 兆 1,097 億円で、前年度当初予算と比べると 2,185 億円増加 (0.3%増) となった。なお、公債の発行予定額は 34 兆 4,320 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 2 兆 4,310 億円減少 (6.6%減) となっており、公債依存度は 35.6% (前年度比 2.7 ポイント減) (基礎年金国庫負担 2 分の 1 ベース) となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は 3 兆 2,469 億円となった。歳入については、復興特別税 3,766 億円、一般会計からの繰入 5,727 億円、復興債 2 兆 1,564 億円等となっている。歳出については、主な東日本大震災復興経費として復興関係公共事業等 9,482 億円、原子力災害復興関係経費 1 兆 248 億円、地方交付税交付金 3,478 億円、東日本大震災復興交付金 1,477 億円が計上されたほか、復興加速化・福島再生予備費 4,500 億円となっている。

なお、財政投融资計画の規模は 13 兆 4,811 億円で、前年度計画額と比べると 1 兆 1,404 億円減少 (7.8%減) となった。

イ 地方財政計画

平成 28 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)で示された「経済・財政再生計画」に沿って、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 28 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

(ア) 通常収支分

- a 地方税制については、平成 28 年度地方税制改正では、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率(国・地方)10%引上げ時の平成 29 年 4 月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車

体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとする。

(a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成 26 年度に講じた平成 28 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b) これに基づき、平成 28 年度の財源不足見込額 5 兆 6,063 億円については、次により補填する。

① 地方交付税については、国の一般会計加算により 8,283 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,436 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 27 年 1 月 12 日付け総務・財務両大臣覚書第 7 項に定める平成 28 年度における「乖離是正分加算額」2,100 億円並びに臨時財政対策特例加算額 2,747 億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 2,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆 7,880 億円発行する。

③ 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

(c) 上記の結果、平成 28 年度の地方交付税については、16 兆 7,003 億円（前年度比 546 億円、0.3%減）を確保する。

(d) 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、4,000 億円の償還を実施する。

c 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11 兆 2,082 億円（普通会計分 8 兆 8,607 億円、公営企業会計等分 2 兆 3,475 億円）とする。

d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(a) 地方の重点課題に取り組むために必要な経費として、一般行政経費に新たに「重点課題対応分」を 2,500 億円計上することとしている。

(b) 平成 27 年度に創設した「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円（前年度同額）計上することとしている。

(c) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画の策定団体数が増加していることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を 2,000 億円（前年度比 1,000 億円増）に増額し、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し 3.0%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(d) 消費税・地方消費税の引上げによる増収分等を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。

- (e) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (f) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (g) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
 - (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置するため、4,802 億円を確保する。また、一般財源充当分として79 億円を計上する。
 - (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、380 億円（普通会計分 331 億円、公営企業会計等分 49 億円）とする。
 - (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 7,799 億円を計上する。
- b 全国防災事業
 - (a) 地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 720 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 589 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 28 年度の地方財政計画（平成 28 年 2 月 9 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 85 兆 7,593 億円で、前年度と比べると 4,883 億円増加（0.6%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 7,799 億円、全国防災事業が 1,310 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 38 兆 7,022 億円で、前年度と比べると 1 兆 2,103 億円増加（3.2%増）（道府県税 6.1%増、市町村税 0.8%増）、地方譲与税は 2 兆 4,322 億円で、前年度と比べると 2,532 億円減少（9.4%減）、地方特例交付金は 1,233 億円で、前年度と比べると 44 億円増加（3.7%増）、地方交付税は 16 兆 7,003 億円で、前年度と比べると 546 億円減少（0.3%減）、国庫支出金は 13 兆 2,184 億円で、前年度と比べると 1,451 億円増加（1.1%増）、地方債（普通会計分）は 8 兆 8,607 億円で、前年度と比べると 6,402 億円減少（6.7%減）となった。

一方、歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,274 億円で、前年度と比べると 77 億円減少（0.0%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、4,900 人の純減としている。一般行政経費は 35 兆 7,931 億円で、前年度と比べると 7,342 億円増加（2.1%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は 14 兆 374 億円で、前年度と比べると 410 億円増加（0.3%増）となった。公債費は 12 兆 8,051 億円で、前年度と比べると 1,461 億円減少（1.1%減）、投資的経費は 11 兆 2,046 億円で、前年度と比べると 2,036 億円増加（1.9%

増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆4,341億円で、前年度と比べると1,583億円増加(3.0%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,802億円、国庫支出金は1兆2,528億円、地方債(普通会計分)は331億円などとなった。歳出では、一般行政経費は5,464億円(うち地方単独事業費839億円)、投資的経費は1兆2,024億円(うち地方単独事業費376億円)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では、地方税が720億円、一般財源充当分が589億円となった。歳出では、公債費は1,310億円となった。

なお、平成28年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が11兆2,082億円(普通会計分8兆8,607億円、公営企業会計等分2兆3,475億円)で、前年度と比べて7,160億円減少(6.0%減)となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が380億円(普通会計分331億円、公営企業会計等分49億円)、全国防災事業は皆減となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成28年度補正予算(第1号)・・(※略)

(※当該補正内容が本県市町村財政に直接関連しないため省略する。)

(イ) 平成28年度補正予算(第2号)

a 補正予算(第2号)

政府は、平成28年8月24日に平成28年度補正予算(第2号)を閣議決定し、平成28年10月11日に政府案どおりに成立した。その概要は以下のとおりである。

今回の補正予算においては、歳出面で、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。)に沿って、一億総活躍社会の実現の加速7,119億円、21世紀型のインフラ整備1兆4,056億円、英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援4,307億円、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化1兆4,389億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,175億円、熊本地震復旧等予備費の減額4,100億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税外収入2,844億円、公債費2兆7,500億円、前年度剰余金受入2,525億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第1号)による補正後予算に対し、3兆2,869億円増加し、100兆87億円となっている。

b 補正予算(第2号)に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担額が生じることからそれに対応するとともに、熊本地震による災害に係る復興基金の創設を支援するため、以下のとおり財政措置を講じた。

①追加の財政需要に係る財政措置

(i) 補正予算(第2号)により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

あ 災害復旧事業債

(あ) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(い) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(う) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(え) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

い 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

- (ii) 補正予算(第2号)により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとしている。

②特別交付税の増額

熊本地震により被害を受けた地方公共団体が、地域の実情に応じて実施する様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金の創設を支援するため、平成28年度分の地方交付税の総額に510億円を加算し、特例としてその全額を特別交付税とする措置を講じる。

(b) 東日本大震災分

今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額に165億円を加算したうえで措置する。

以上に掲げる措置を講じるための「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が平成28年10月11日に成立し、同月19日に施行された(平成28年法律第75号)。

(ウ) 平成28年度補正予算(第3号)

a 補正予算(第3号)

政府は、平成28年12月22日に平成28年度補正予算(第3号)を閣議決定し、平成29年1月31日に政府案とおりに成立した。

今回の補正予算においては、歳出面で、災害対策費1,955億円、国際分担金及び拠出金等1,685億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等1,706億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,164億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税込1兆7,440億円を減額計上する一方、税外収入1,047億円、公債費1兆8,526億円(建設公債1,014億円及び特例公債1兆7,512億円)を追加計上している。この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第2号)による補正後予算に対し、2,133億円増加し、100兆2,220億円となっている。

b 補正予算(第3号)に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じた。

① 地方交付税

補正予算(第3号)においては、平成28年度の国税の減収に伴い地方交付税が5,437億円の減額となったところであるが、これについては、平成28年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとしており、この結果、平成28年度当初予算の地方交付税の総額が確保されるものであること。

(i) 地方交付税の減5,437億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置すること。

(ii) (i)の加算のうち2分の1の国負担分については臨時財政対策加算とし、2分の1の地方負担分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算すること。

② 追加の財政需要

(i) 補正予算(第3号)により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

あ 災害復旧事業債

(あ) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(い) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(う) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(え) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

い 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(ii) 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応する。

(b) 東日本大震災分

今回の補正予算においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業費の減額に伴う地方負担の減により、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額から213億円を減額する。

以上に掲げる措置を講じるための「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が平成29年1月31日に成立し、2月8日に施行された(平成29年法律第1号)。

